

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

平成30年度第4回会議次第

1 開 会

2 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

3 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

4 その他

5 閉 会

上総第42146号

平成30年12月21日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

1 公共交通に係る計画の策定及び推進に関する業務

- (1) 公共交通に係る計画の策定及び推進業務（新幹線・交通政策課）【業務登録変更】
- (2) 上越市運転免許証自主返納支援事業（市民安全課）【目的外利用登録】

2 男女共同参画啓発業務（共生まちづくり課）【業務登録変更】

3 女性相談に関する業務

- (1) 女性相談業務（共生まちづくり課）【業務登録変更】
- (2) 女性相談業務（共生まちづくり課）【外部提供登録変更】
- (3) 女性相談業務（共生まちづくり課）【外部提供登録変更】
- (4) 生活保護業務ほか8件の業務（福祉課ほか）【目的外利用登録】
- (5) 障害福祉サービス等に関する業務（福祉課）【目的外利用登録変更】

4 子どもの虐待予防に関する業務

- (1) 子どもの虐待予防業務（すこやかなくらし包括支援センター）【業務登録変更】
- (2) 子どもの虐待予防業務（すこやかなくらし包括支援センター）【外部提供登録変更】
- (3) 私立幼稚園入園運営業務（教育総務課）【目的外利用登録】

5 特定登記未了土地の相続登記等に関する調査に関する業務

- (1) 固定資産税・都市計画税賦課業務（税務課）【外部提供登録】
- (2) 戸籍に関する業務（市民課）【外部提供登録】
- (3) 住民基本台帳業務（市民課）【外部提供登録】

6 上越市タクシー利用料金等助成業務（福祉課）【業務登録変更】

7 人工透析患者通院交通費助成業務（福祉課）【業務登録変更】

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課名 新幹線・交通政策課

業務の名称	公共交通に係る計画の策定及び推進業務
収集の目的	公共交通を必要とする住民の生活状況等を踏まえ、持続可能で利便性の高いきめ細かい地域公共交通ネットワークを構築するため (根拠法令 :)
収集する個人情報の項目	氏名、性別、居住区域、住所、年齢、電話番号、職種、資格、理由又は目的、感想、意見、土地情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、家族構成、自動車の保有状況、外出時の交通手段その他の交通手段に関する個人情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 隨時
収集の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>本人 <input checked="" type="checkbox"/>本人以外</p> <p><input type="checkbox"/>法 令 等 (根拠条項 :) <input checked="" type="checkbox"/>本人同意 <input type="checkbox"/>出版、報道等 () <input type="checkbox"/>緊急 <input checked="" type="checkbox"/>その他 (町内会長、民生委員、集落づくり推進員、近隣住民、税務課、市民安全課、福祉課、高齢者支援課)</p>
保管の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>文 書 <input type="checkbox"/>帳 票 <input checked="" type="checkbox"/>図 画 <input type="checkbox"/>磁気テープ <input type="checkbox"/>マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/>府内 LAN 上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
記録されている文書等の保存期間	<p><input type="checkbox"/>1年 <input type="checkbox"/>3年 <input checked="" type="checkbox"/>5年 <input type="checkbox"/>10年 <input type="checkbox"/>長期 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>

【公共交通に係る計画の策定及び推進業務の業務登録の変更及び上越市運転免許証自主返納支援事業の目的外利用登録について】

次期上越市総合公共交通計画の策定に当たり、住民ニーズを効果的に把握するため、新たな個人情報の項目の収集を伴う公共交通に関する意向調査の実施及び運転免許証の自主返納支援事業で収集した個人情報の活用が必要となっていることから、業務登録の変更及び目的外利用の登録をするもの

公共交通に係る計画の策定及び推進業務の変更について

1 業務の名称 公共交通に係る計画の策定及び推進業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
収集の目的	公共交通を必要とする可能性が高い要援護者等の居住状況を踏まえ、路線バスの運行ルート、停留所等の見直しを行うため (根拠法令：)	公共交通を必要とする住民の生活状況等を踏まえ、持続可能で利便性の高いきめ細かい地域公共交通ネットワークを構築するため (根拠法令：)
収集する個人情報の項目	氏名_____、住所、年齢_____、土地情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報_____	氏名、性別、居住区域、住所、年齢、電話番号、職種、資格、理由又は目的、感想、意見、土地情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、家族構成、自動車の保有状況、外出時の交通手段その他の交通手段に関する個人情報
収集の方法	■本人 ■本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） ■本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 ■その他（ _____ 税務課_____、福祉課、高齢者支援課）	■本人 ■本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） ■本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 ■その他（町内会長、民生委員、集落づくり推進員、近隣住民、税務課、市民安全課、福祉課、高齢者支援課）

3 変更理由

公共交通に係る計画の策定及び推進業務において意向調査を実施することに伴い、収集する個人情報の項目を追加するなど、所要の変更を行うもの

4 変更期日

平成30年12月21日

5 業務の概要

(1) 実施目的

当市の公共交通が抱える利用者の減少及び財政負担の増加という課題を解決し、持続可能で利便性の高いきめ細やかな地域公共交通ネットワークを構築することを目的とする。

(2) 業務内容

市民の公共交通に対する需要を把握し、当市の地域公共交通ネットワーク及び地域の実情に合った移動手段の在り方を計画に定めるとともに、計画に基づき、地域公共交通の再編を行う。

目的外利用
保有個人情報
外部提供

登録票（諮問）

課名 市民安全課

業務の名称	上越市運転免許証自主返納支援事業	
利用又は提供する目的	運転免許証の自主返納に係る情報を目的外利用することにより、効果的かつ効率的に市民の公共交通に関する意向等の調査を実施するため (根拠法令 :)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	新幹線・交通政策課
	業務の名称	公共交通に係る計画の策定及び推進業務
利用又は提供する期間	平成30年12月21日から業務終了の日まで	

上越市運転免許証自主返納支援事業の目的外利用について

1 業務の名称 上越市運転免許証自主返納支援事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

運転免許証を自主返納した人に対し、バス利用券又はタクシー利用券を給付するため

(2) 業務内容

運転免許証を自主返納した人に対し、バス利用券又はタクシー利用券の給付を行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号

4 利用又は提供できる理由

公共交通に係る計画の策定及び推進業務に必要な限度で目的外利用を行うものであり、運転免許証を自主返納した人は、公共交通に対する需要が大きいと思われることから、それらの人々に公共交通に関する意向調査を行うことは、相当な理由があると認められるため

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

公共交通に係る計画の策定及び推進業務

(2) 業務の概要

市民の公共交通に対する需要を把握し、当市の地域公共交通ネットワーク及び地域の実情に合った移動手段の在り方を計画に定めるとともに、計画に基づき、地域公共交通の再編を行う。

7 利用期日又は提供開始日

平成30年12月21日

「青田線の見直しに関する意向調査」へのご協力のお願い

日頃から市の交通施策にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

市では、現在、今後の市の公共交通のあり方を定める次期上越市総合公共交通計画の策定に向け、調査・検討を進めております。次期計画の策定に当たっては、公共交通を必要とする方が利用しやすい運行形態やルートなど、より地域の実情にあつたきめ細かな交通ネットワークを構築したいと考えております。

市内の路線バスは年々利用者が減少しており、それに伴い市の負担額も増加傾向にあります（H28 実績約 3 億 6 千万円※県補助含む）。青田線（高田駅前～中田原～青田）においては、平成 29 年度は約 252 万円の補助金を市が負担しています。今後、青田線を維持していくためには、住民の皆さまから利用していただく必要があり、住民の皆さまにとって、より利用しやすい路線に見直す必要があると考えております。

つきましては、今後の見直しに向けた調査の参考とするため、現在住民の皆さまが日常生活において移動手段に困っていることがあるか、または近い将来（3 年以内）に困る見込みがあるか意向調査を実施させていただきます。ご家族の中に困っている方がいる場合は、裏面の調査票に回答の上、併せて配布している返信用封筒に封入し 10 月 30 日（木）までに各班長へ提出してください。※ご家族の中に困っている方がいない場合は回答、提出は不要です。

なお、記入いただいた内容について詳しくお話を伺いたいときは、ご連絡の上、後日、市職員が訪問させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

ご多用のところ大変恐縮ですが、ご協力をお願い申し上げます。

【参考】青田線・斐太線の収支状況（平成 29 年度）

（金額単位：千円）

	収入	支出	欠損	市補助※ ¹	収支率	平均乗車密度※ ²
青田線	680	3,238	▲2,558	2,523	21.0%	0.8
斐太線	649	5,266	▲4,617	2,611	12.3%	0.6

※1 妙高市からの補助があるため、欠損＝市補助とはならない

※2 平均乗車密度は、始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数の平均

お問合せ先

上越市 企画政策部 新幹線・交通政策課

TEL : 025-545-9207 FAX : 025-543-2876

E-mail : kotsu@city.joetsu.lg.jp

青田線の見直しに関する意向調査

氏名 ※記入者の氏名を記入してください

住 所

電話番号 ※日中連絡のとれる連絡先を記入してください

家族構成 1. 一人暮らし 2. 夫婦のみ 3. 親子（二世代）
4. 三世代以上の家族 5. その他（ ）

問1 ご家族の中で現在、移動手段で困っている、または3年以内に困る見込みのある方はどなたですか。その方について該当する項目に○をつけてください。

※該当の方が複数いる場合は、本用紙を2枚配布しておりますので、お手数ですがそれぞれ記入してください。

性別	1. 男 2. 女
年齢	10代 20代～50代 60代 70代 80代以上
職業	1. 会社員 2. 自営業 3. 学生 4. パート・アルバイト 5. 無職 6. その他 ()
免許有無	1. 自動車(バイク)免許あり 2. 免許なし
自動車の所有	1. いつでも自由に使える車・バイクがある 2. 家族の車・バイクはあるが自由に使えるわけではない 3. 車・バイクは持っていない

問2 その方の外出時の主な移動手段は何ですか。（複数回答可）

1. 自家用車、バイク 2. 送迎 3. 路線バス 4. タクシー 5. 鉄道
6. 徒歩、自転車

問3 その方の困っていることは何ですか。該当する項目に○をつけてください。

1. 3年以内に免許を返納したいが、他の移動手段がなく止むを得ず運転している
 2. 今は送迎してもらっているが、3年以内にしてもらえないくなる可能性がある
 3. 3年以内に主な移動手段に路線バスを利用したいが、使いにくく利用できない
(本数が少ない、行きたい場所に行けない、乗り口の階段が上がれないなど)
 4. その他

「4 その他」の具体的な内容を記入してください。

ご協力ありがとうございました

※意向調査の実施については表面をご覧ください

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課名 共生まちづくり課

業務の名称	男女共同参画啓発業務
収集の目的	男女共同参画推進センター登録団体・個人等に対し、男女共同参画活動を啓発するため (根拠法令：)
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職種、勤務先、加入団体、活動内容
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>本人 <input checked="" type="checkbox"/>本人以外 <input type="checkbox"/>法令等 (根拠条項：)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>本人同意 <input type="checkbox"/>出版、報道等 () <input type="checkbox"/>緊急 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
保管の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>文書 <input type="checkbox"/>帳票 <input type="checkbox"/>図画 <input type="checkbox"/>磁気テープ <input type="checkbox"/>マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/>府内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
記録されている文書等の保存期間	<p><input type="checkbox"/>1年 <input checked="" type="checkbox"/>3年 <input type="checkbox"/>5年 <input type="checkbox"/>10年 <input type="checkbox"/>長期 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>

【男女共同参画啓発業務の業務登録変更について】

男女共同参画社会の推進を図るために当市が設置している「上越市男女共同参画サポーター」の募集に当たり、住所を市外に有する者の登録要件として、勤務先と当該住所の記入が必要となっていることから、必要な業務登録の変更を行うもの

なお、本業務は、「上越市男女共同参画サポーター設置要綱」に基づき実施しているが、要綱制定時に必要な業務登録の諮問を失念していたため、今回諮問するもの

男女共同参画啓発業務の業務登録の変更について

1 業務の名称 男女共同参画啓発業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職種_____、加入団体、活動内容	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職種_____、 <u>勤務先</u> 、加入団体、活動内容

3 変更理由

男女共同参画サポーターへの登録に当たり、収集する個人情報の項目を追加する必要があるため

4 変更期日

平成25年6月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

男女共同参画推進センター登録団体・個人等に対し、男女共同参画活動を啓発するため

(2) 業務内容

男女共同参画推進センター登録団体・個人等に対し、男女共同参画活動を啓発する

- ・男女共同参画推進センター登録団体の登録
- ・男女共同参画サポーターの登録
- ・男女共同参画センター講座の参加者名簿の作成、講座案内希望者の登録

「2 男女共同参画啓発業務」補足資料

記載例

第1号様式（第6条関係）

上越市男女共同参画サポーター登録申請書

平成29年1月4日

（宛先） 上越市長

次のとおり、上越市男女共同参画サポーターに登録したいので申請します。

ふりがな 氏名	じょうえつ いちろう	生年月日	昭和46年4月29日
	上越 市郎		
住所	〒943-0821 上越市土橋1914-3		
市外在住の場合は、 勤務先とその住所	—		
連絡先	電話番号 025(527)3624 FAX 025(522)8240 メールアドレス d-sankaku@city.joetsu.lg.jp		
男女共同参画を推進 するに当たっての抱 負	<p>「男だから」とか、「女だから」という性別で役割を固定する考 え方が、現代の社会において生きづらさを感じる一つの原因とな っていると考えます。</p> <p>そこから脱却するためには、性別の枠にとらわれず、皆がお互 いに尊重し合い、共に暮らしやすい社会を目指す意識が大事である と考えます。</p> <p>そのために、何かお手伝いできればと思います。</p>		
備考			

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課名 共生まちづくり課

業務の名称	女性相談業務	
収集の目的	女性に関する相談に対し、有効な助言を与えるため (根拠法令：)	
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、出身、続柄、婚姻、国籍、人 的関係、学校名、学歴、勤務先、職種、職歴、健康状態、傷病情報、診療情報、 発達状況、性格、相談内容、決定内容、収入情報、車両情報、資産情報、課税 情報、債務情報、滞納情報、医療保険情報、公的扶助の受給の有無、心身障害 情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、 趣味、嗜好、民生委員地区協議会番号、担当区域、委解嘱年月日、施設入所歴、 生育歴、相談歴、妊娠歴、出産日、所持品の所有の有無、身分証明書に記載の ある事項	
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 隨時	
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市民課、福祉課すこやかなくらし包括支援センター、 高齢者支援課、健康づくり推進課、こども課、学校教育課、 建築住宅課、都道府県、市区町村、警察、児童相談所、医療 機関、母子生活支援施設、通報者(内部組織含む)、家族、 民生委員)	
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他()	
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他()	

【女性相談業務の業務登録変更及び外部提供登録の変更について】

人間関係又は家庭内における悩み、問題等の相談に応じている「男女共同参画推進センター」の女性相談業務について、一層適切に対応できるようにするために、収集する個人情報の項目、収集の方法及び保管の方法について改めて整理し、必要な項目を追加するもの

なお、当該相談業務は、新潟県が作成している相談様式を用いて平成22年3月から実施しているが、個人情報の取扱いについて見直したところ、必要な登録がされていなかったことが判明したため、質問をするもの

女性相談業務の変更について

1 業務の名称 女性相談業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号_____、続柄、婚姻、国籍、 人的関係_____、勤務先、職種_____、健康状態、傷病情報、 診療情報、発達状況、性格、相談内容_____、収入情報_____、課税情報、債務情報_____、 医療保険情報、公的扶助の受給の有無、心身障害情報_____、 生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好、民生委員地区協議会番号、担当区域、委解嘱年月日_____	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、出身、続柄、婚姻、国籍、 人的関係、学校名、学歴、勤務先、職種、職歴、健康状態、傷病情報、 診療情報、発達状況、性格、相談内容、決定内容、収入情報、車両情報、 資産情報、課税情報、債務情報、滞納情報、医療保険情報、公的扶助の受給の有無、心身障害情報、年金情報、 生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好、民生委員地区協議会番号、担当区域、委解嘱年月日、施設入所歴、 生育歴、相談歴、妊娠歴、出産日、所持品の所有の有無、身分証明書に記載のある事項
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市民課、福祉課、)	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市民課、福祉課、すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課、健康づくり推進課、こども課、学校教育課、建築住宅課、都道府県、市区町村、警察、児童相談所、医療機関、母子生活支援施設、通報者、家族、民生委員)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 府内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 府内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他()

3 変更理由

相談に対し、適切に対応する必要があるため

4 変更期日

平成22年3月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の相談に対し、的確な指導と助言を行い支援するため

(2) 業務内容

女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の相談に対し、的確な指導と助言を行い支援する。

目的外利用
保有個人情報
登録票（変更）（諮詢）
外部提供
課名 共生まちづくり課

業務の名称	女性相談業務	
利用又は提供する目的	女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の問題やDV被害等の相談に対し、 相互の連携による的確な指導と助言を行い支援するため （根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、出身、続柄、婚姻、国籍、学校名、学歴、勤務先、職種、職歴、健康状態、傷病情報、診療情報、性格、相談内容、決定内容、収入情報、資産情報、債務情報、家族構成、生活状況、公的扶助の受給の有無、医療保険情報、心身障害情報、年金情報、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好、人的関係、施設入所歴、生育歴、相談歴、妊娠歴、出産日、所持品の所有の有無、身分証明書に記載のある事項	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（口頭）	
利用又は提供する相手先	名称	警察
	業務の名称	DV被害者の相談及び一時保護業務
利用又は提供する期間	随時	

女性相談業務の外部提供登録の変更について

1 業務の名称 女性相談業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
利用又は提供する目的	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号_____、続柄、婚姻_____、勤務先、職種_____、健康状態、傷病情報、診療情報、性格_____、収入情報_____、債務情報、家族構成、生活状況、 <u>持家・借家の別</u> 、公的扶助の受給の有無_____、D V被害状況_____、趣味・嗜好、 <u>交友関係</u> 、施設入所歴_____	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、出身、続柄、婚姻、 <u>国籍</u> 、 <u>学校名</u> 、 <u>学歴</u> 、勤務先、職種、 <u>職歴</u> 、健康状態、傷病情報、診療情報、性格、 <u>相談内容</u> 、 <u>決定内容</u> 、収入情報、 <u>資産情報</u> 、債務情報、家族構成、生活状況_____、公的扶助の受給の有無、医療保険情報、心身障害情報、年金情報、D V被害状況、虐待状況、趣味、嗜好、 <u>人的関係</u> 、施設入所歴、生育歴、相談歴、妊娠歴、出産日、所持品の所有の有無、 <u>身分証明書</u> に記載のある事項

3 変更理由

相談に対し、適切に対応する必要があるため

4 変更期日

平成22年3月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の相談に対し、的確な指導と助言を行い支援するため

(2) 業務内容

女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の相談に対し、的確な指導と助言を行い支援する。

目的外利用
保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課名 共生まちづくり課

業務の名称	女性相談業務	
利用又は提供する目的	<p>女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の問題やDV被害等の相談に対し、相互の連携による的確な指導と助言を行い支援するため</p> <p>（根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）</p>	
利用又は提供する保有個人情報の項目	<p>氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、出身、続柄、婚姻、国籍、学校名、学歴、勤務先、職種、職歴、健康状態、傷病情報、診療情報、性格、相談内容、決定内容、収入情報、資産情報、債務情報、家族構成、生活状況、公的扶助の受給の有無、医療保険情報、心身障害情報、年金情報、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好、人的関係、施設入所歴、生育歴、相談歴、妊娠歴、出産日、所持品の所有の有無、身分証明書に記載のある事項</p>	
利用又は提供する方法	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（口頭）</p>	
利用又は提供する相手先	名称	新潟県女性福祉相談所、他市町村
	業務の名称	相談業務
利用又は提供する期間	随時	

女性相談業務の外部提供登録の変更について

1 業務の名称 女性相談業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
利用又は提供する目的	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号_____、続柄、婚姻_____勤務先、職種_____健康状態、傷病情報、診療情報、性格_____、収入情報_____、債務情報、家族構成、生活状況、持家・借家の別、公的扶助の受給の有無_____、DV被害状況_____、趣味・嗜好、交友関係、施設入所歴_____	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、 <u>出身</u> 、 <u>続柄</u> 、 <u>婚姻</u> 、 <u>国籍</u> 、 <u>学校名</u> 、 <u>学歴</u> 、勤務先、職種、 <u>職歴</u> 、健康状態、傷病情報、診療情報、性格、 <u>相談内容</u> 、 <u>決定内容</u> 、収入情報、 <u>資産情報</u> 、債務情報、家族構成、生活状況_____、 <u>公的扶助の受給の有無</u> 、 <u>医療保険情報</u> 、 <u>心身障害情報</u> 、 <u>年金情報</u> 、DV被害状況、 <u>虐待状況</u> 、趣味、嗜好、 <u>人的関係</u> 、施設入所歴、 <u>生育歴</u> 、 <u>相談歴</u> 、 <u>妊娠歴</u> 、 <u>出産日</u> 、 <u>所持品の所有の有無</u> 、 <u>身分証明書に記載のある事項</u>

3 変更理由

相談に対し、適切に対応する必要があるため

4 変更期日

平成22年3月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の相談に対し、的確な指導と助言を行い支援するため

(2) 業務内容

女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の相談に対し、的確な指導と助言を行い支援する。

「3 女性相談に関する業務」追加資料

目的外利用 保有個人情報 外部提供		登録票（諮詢）		
課名 福祉課、すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課、 健康づくり推進課、こども課、学校教育課、建築住宅課				
業務の名称	①福祉課：生活保護業務			
	②福祉課：生活困窮者自立支援業務			
	③すこやかなくらし包括支援センター：子どもの虐待予防業務			
	④高齢者支援課：高齢者支援業務			
	⑤健康づくり推進課：訪問指導・相談業務			
	⑥健康づくり推進課、こども課：母子管理業務【健康・保健指導・訪問・相談】			
	⑦こども課：母子生活支援施設入所措置業務			
	⑧学校教育課：学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う幼児・児童・生徒に関する就学（就園）事務及び管理指導業務			
	⑨建築住宅課：公営住宅管理業務			
	利用又は提供する目的 相談者に対し有効な助言等、的確な対応を行うため (根拠法令：)			
①・②氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、出身、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、職種、職歴、勤務先、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、性格、収入情報、車両情報、資産情報、債務情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好、児童扶養手当情報、就学援助状況				
③氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、職種、職歴、勤務先、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、収入情報、車両情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好、妊娠歴、出産予定日				

利用又は提供する保有個人情報の項目	④氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、学校名、職種、職歴、健康状態、傷病情報、診療情報、収入情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好	
	⑤氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、職種、健康状態、傷病情報、診療情報、相談内容、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、DV被害状況、虐待状況	
	⑥氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、職種、職歴、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、収入情報、債務情報、医療保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好、妊娠歴、出産予定日、公的扶助の受給の有無	
	⑦氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、職種、職歴、勤務先、健康状態、傷病情報、収入情報、債務情報、家族構成、DV被害状況、相談内容、決定内容、公的扶助の受給の有無	
	⑧氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、出身、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、職種、職歴、勤務先、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、性格、相談内容、決定内容、収入情報、車両情報、資産情報、債務情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、趣味、嗜好、施設入所歴、出産予定日、生育歴、公的扶助情報、就学援助状況	
	⑨氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、職歴、勤務先、診療情報、収入情報、車両情報、債務情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、心身障害情報、年金情報、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電話、口頭）	
利用又は提供する相手先	名称	共生まちづくり課
	業務の名称	女性相談業務
利用又は提供する期間	随时	

生活保護業務等の目的外利用について

1 業務の名称等

名称	業務の概要
①生活保護業務	生活保護の相談、決定に関する業務を行う。
②生活困窮者自立支援業務	生活困窮者の自立を支援するための相談業務を行う。
③子どもの虐待予防業務	児童の健全育成に関する職員を地域に派遣することにより、子どもの虐待の早期発見及び保護者の子育てに関する不安の解消を図る。
④高齢者支援業務	要援護高齢者の把握、高齢者支援に係る支給事業等を行う。
⑤訪問指導・相談業務	相談者に対する助言・指導等的確な対応を行う。
⑥母子管理業務【健康・保健指導・訪問・相談】	妊娠婦及び乳幼児の健康管理及び保健指導を行う。
⑦母子生活支援施設入所措置業務	生活上様々な問題を抱え、十分な養育ができない配偶者のいない女性とその児童を母子生活支援施設に入所させ、自立促進の支援を行う。
⑧学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う児童・生徒に関する就学(就園)事務及び管理指導業務	学校の管理運営、就学事務、学級編制、教科書給与、統計、学校行事、保健管理、給食、学習指導、生活指導、人権教育、安全教育、課外活動、情報教育、特別支援教育、就学支援委員会、健康教育、図書館教育、修学旅行、校外学習、就学援助、特別支援教育就学奨励費、日本語支援その他学校教育の指導助言を行う。
⑨公営住宅管理業務	公営住宅及び公営住宅駐車場の管理運営を行う。

2 利用又は提供する個人情報の項目

別紙のとおり

3 利用又は提供できる理由

法令等に定めがあるため

4 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、電話、口頭

5 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

女性相談業務

(2) 業務の概要

女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の相談に対し、的確な指導と助言を行い支援する。

6 利用期日又は提供開始日

平成22年3月1日

別紙

目的外利用 保有個人情報 登録票（変更）（諮問） 外部提供					
課名 福祉課					
業務の名称	障害福祉サービス等に関する業務				
利用又は提供する目的	障害児の家庭の状況を確認し、家庭内においてDVや虐待が疑われる場合に、速やかに、必要な措置を講じるため (根拠法令：)				
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、学校名、職種、歴、勤務先、健康状態、傷病情報、診療情報、性格、決定内容、収入情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、趣味、嗜好				
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電話、口頭）				
利用又は提供する相手先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名称</td> <td>共生まちづくり課</td> </tr> <tr> <td>業務の名称</td> <td>女性相談業務</td> </tr> </table>	名称	共生まちづくり課	業務の名称	女性相談業務
名称	共生まちづくり課				
業務の名称	女性相談業務				
利用又は提供する期間	平成24年4月1日から業務終了まで				

障害福祉サービス等に関する業務の目的外利用登録の変更について

1 業務の名称 障害福祉サービス等に関する業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号_____、健康状態_____、 収入情報_____、 家族構成_____、DV被害状況_____	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号_____、 <u>続柄、人的関係、学校名、職種、歴、勤務先、健康状態、傷病情報、診療情報、性格、決定内容、収入情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、趣味、嗜好</u>
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（_____）	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電話、口頭）

3 変更理由

女性相談業務について、適切に対応する必要があるため

4 変更期日

平成24年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

障害者及び障害の疑いのある人に対し、障害福祉サービスを始めとする各種福祉サービスを提供するため

(2) 業務内容

障害者及び障害の疑いのある人に対し、障害福祉サービスを始めとする各種福祉サービスを提供する。

DV被害者、一時保護の問い合わせ
県女性福祉相談所へ提出ある
様式 1枚

「3 女性相談に関する業務」補足資料

1

相 談 受 付 票

平成 年 月 日

相談者氏名 ふりがな	昭和・平成 年 月 日生 ()歳		
住所(居所)	〒		
職業(勤務先)		電話番号	
		携帯番号	

[ご家族について記載してください]

続柄	氏名	生年月日(年齢)	勤務先・学校等
	大・昭・平	()歳	

[相談したいこと] 家族のこと(夫・子ども・父・母・兄弟姉妹・舅・姑・その他)
 DV 離婚について 生活・仕事について その他

児童福祉相談所が各市町村に提供する「女性相談対応マニュアル」による様式
平成22年3月より当市は使用している。

[今回相談しようと思ったきっかけはなんですか]

[今回の相談内容を過去に相談したことはありますか] あり · なし
相談先: 市町村役場 警察署 弁護士 その他()
時期: 年 月 ころ

* 相談者ご本人が記入して下さい

DV被害者相談票

(県へFAXする際、使用)

受付 平成 年 月 日		受付部署	課	係	受付担当者						
DV 被害者	氏名 生年月日			電話番号							
		昭和・平成 年 月 日生 (歳)		本人名義の携帯番号							
	住所 (居所)										
	本籍地										
	勤務先			連絡先							
所在地			職種								
家族構成	続柄	氏名	生年月日 (歳)	勤務先・学校		備考					
	加害者 ()		・・()								
			・・()								
			・・()								
			・・()								
			・・()								
			・・()								
これまでの相談機関		警察署 (署 年 月) 市町村 (課 年 月)									
		NPO法人 (年 月) その他 ()									
DV の状況	直近の暴力・脅迫	年 月 日 時頃		場所							
		具体的な暴力・脅迫の状況									
		怪我				受診	有無	診断書	有無	写真	有無
	過去の最もひどい 暴力・暴言	年 月 日 時頃		場所							
		具体的な暴力・脅迫の状況									
		怪我				受診	有無	診断書	有無	写真	有無
DVの始期	年 月 日 時頃から		DVの頻度								
DVのきっかけ となること	(加害者の飲酒との関連 有・無)										
DV被害者以外の者 (同伴児、親族等) への 暴力・脅迫等					家族関係図 注) ◎被害者 □加害者						
その他の相談内容 (DV以外で困っていること等)						<input type="checkbox"/> — <input checked="" type="radio"/>					

一時保護調査票

平成 年 月 日

市町村名 相談担当課名		市町村 課		相談担当者			
				担当者連絡先			
相談者	氏名						
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 生()歳					
	住所(居所)						
	本籍地						
職業	本人名義の携帯番号		GPS 有・無				
同伴児・者の状況 (氏名、続柄、 生年月日等)	氏名	生年月日(年齢)	続柄	学校・職業	健康状態等		
保護を必要とする理由 (DVの場合はDV被害者相談票にも記入する)	①DV	夫等からの追跡 無 有()					
	②DV以外 (帰住先なし、夫以外の家族からの暴力等)	(相談経過)					
心身の状況等	既往症	診断名() 診断名()					
	治療中の疾病	診断名()	医療機関名()				
		服薬()	薬の所持() 日分)				
		次回通院予定日(/)					
	障害者手帳	診断名()	医療機関名()				
		服薬()	薬の所持() 日分)				
次回通院予定日(/)							
妊娠	無 有 (知的: A B) (身体: 級) (精神: 級)	予定日					
資産及び所持品の状況	現在の所持金						
	預貯金(相談者名義)		無・有(約 円)	カード	有・無		
			銀行印 有・無	通帳	有・無		
	借金(相談者名義)		無・有(約 円)	車の所持	無・有(名義人)		
	健康保険証	相談者	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> ()	※夫の被扶養	無 有		
		同伴児	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> ()	※夫の被扶養	無 有		
	身分証明書等		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード				
			<input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> その他				
携帯電話(名義人)		無 有(名義人:)					
		GPS機能: 無 有					

生活歴等(生育歴、学歴、職歴、婚姻歴等)		出身地() 最終学歴() 職歴() 婚姻歴()
家族・親族の 氏名、続柄、連絡先 (支援可能な親族について はチェックする)		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
相談歴	警察への相談	無・有: 年 月 日 署に相談 (相談内容)
	市町村への相談	無・有: 年 月 日 に相談 (相談内容)
今回の相談について知つ ている親族、知人、関係 者とその内容		
相談者の意向	居住先	実家 アパート 公営住宅 母子生活支援施設 その他()
	生計手段	生活保護 親族からの支援 預貯金を使う 就労
	離婚	協議離婚 調停離婚 弁護士相談 離婚の決心はつかない
	保護命令	申立て希望の有・無 その他
自立支援に関する市町村 の方針	生活保護の適用	<input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 不可
	母子生活支援 施設入所	<input type="checkbox"/> 入所協議中 施設名() <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 不可
	公営住宅申込	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 不可
	他法による支援	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設入所 <input type="checkbox"/> 老人福祉制度利用 <input type="checkbox"/> 障害福祉施設入所 <input type="checkbox"/> 障害福祉制度利用
	その他	
入所時に必要な 公的書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護命令申立て希望→<input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>住民票(夫婦と子の全部事項証明) ・ 離婚調停申立て希望→<input type="checkbox"/>戸籍謄本 ・ 民事法律扶助の利用希望→<input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>住民票(世帯全員の全部事項証明) <input type="checkbox"/>所得証明書 ・ 受診・治療・診断書作成が必要→<input type="checkbox"/>診断書 <input type="checkbox"/>紹介状 ・ 公営住宅申込み希望→<input type="checkbox"/>住民票 <input type="checkbox"/>所得証明書 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 等 	

相談対応票

情報提供した項目は□にチェック

被害者が希望している場合は()に○印

助言・情報提供・支援の内容	府内関係部署への連絡について了解 済・未了			
	府内に関する連携	担当課名	受付年月日	担当者
□ 公営住宅申込() □ 生活保護申請() □ 生活福祉資金等の貸付() □ 住民基本台帳支援措置() □ 住民票交付() □ 戸籍謄本交付() □ 所得証明書交付() □ 外国人登録原票の写の交付() □ 国保・国民年金加入() □ 児童手当受給事由消滅届() □ 児童扶養手当申請() □ 特別児童扶養手当申請() □ 退園・入園手続() □ 保育料減免() □ 転校・就学手続() □ 就学援助制度利用() □ 予防接種・健診受診() □ 母子生活支援施設入所() □ 老人福祉制度利用() □ 障害福祉制度利用()		H · ·		
関係機関への連絡について了解 済・未了				
関係機関に関する連携	関係機関名	受付年月日	担当者	支援(処理)内容
□ 保護命令申立() □ 離婚調停申立() □ 民事法律扶助() □ 国民年金基礎年金番号変更() □ 医療保険被扶養からの離脱() □ 被害届・援助申出書提出() □ 弁護士への相談() □ 女性福祉相談所への相談()		H · ·		
支援方法(連携先)	緊急性 □無 □有 □ 「障害福祉」施策での支援→障害担当と連携 □ 「高齢者虐待」での支援→高齢福祉担当と連携 □ 夫の精神的問題→精神保健福祉担当と連携 □ 外国人からの相談→国際交流課等と連携 □ DV問題(一時保護が必要)→一時保護調査票記入・府内協議			
結果	□終結 □相談継続 □その他の処理()			

DVの証明・様式
県女性福祉相談所に
提出(2種)

(様式 1)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書

(フリガナ) 氏名(※1)		男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴者氏名(※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
連絡先等(※3)		
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター(※4)		
機関名及び代表者氏名		
所在地、電話番号		
婦人相談員(※5)		
所属機関名及び所属長氏名		
所在地、電話番号		
受付日 年 月 日		

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、年金事務所等に被扶養者認定を外す等の申請に使用する場合に限る。

婦人相談所(※6)の名称

平成 年 月 日

代表者氏名

印

所在地、電話番号

健康保険の加入状況

被保険者(組合員) 住所			
被保険者証記号番号 (※7)	記号		番号
被保険者(組合員) 氏名			
被保険者(組合員) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
被保険者(組合員)の勤務する事業所名又は船舶所有者名			

1枚正楷
モラフ

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」には「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または婦人相談員が来所相談を受けた者」を含む。
- ※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)
- ※3 保険者において事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。
なお、被害者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、あて先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。
- ※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は、省略すること。
- ※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。
- ※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※7 不明である場合には空欄とすること。

(その他)

1. 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関が記入し、健康保険の加入状況は被害者本人が記入すること。
2. この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。
3. 申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所又は保険者等に確認すること。
4. 証明書受取機関においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した女性福祉相談所の所在地、電話番号、被害者本人の連絡先等の取扱いについては十分配慮されたい。

(様式 2)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書

(フリガナ) 氏名(※1)			男・女
生年月日	明・大・昭・平		年月日
現住所			
連絡先等(※2)			
(フリガナ) 同伴家族氏名(※3)			男・女
生年月日	明・大・昭・平		年月日
現住所			
連絡先等(※2)			
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター(※4)			
機関名及び代表者氏名			
所在地、電話番号			
婦人相談員(※5)			
所属機関名及び所属長氏名			
所在地、電話番号			
受付日	年	月	日

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、基礎年金番号変更、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出に使用する場合に限る。

年 月 日

婦人相談所（※6）の名称

印

所在地、電話番号

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード（※7）	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード（※8）	

年金手帳(もじ)

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」には「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または婦人相談員が来所相談を受けた者」を含む。
- ※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。
- ※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者(本人)に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。
- ※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※7 及び8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

1. 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては被害者本人が記入すること。
2. この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。
3. この証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合に限る。
4. 3の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所等に確認すること。
5. 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した女性福祉相談所の名称等について、配偶者(配偶者であった者を含む。)に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

会長

会長

受付 月 日() : ~

女性相談票

No. - 1

相談者		住所		相談員		来・電・出	相談時間 分
主訴		従訴					
要旨							
相談内容							
対応・助言							
の情報提供 から 関係機関							
と の協議 関係機関							
処理	1.婦人保護施設に入所 2.就職・自営 3.結婚 4.家庭へ送還 5.福祉事務所へ移送 6.婦人相談所・婦人相談員へ移送 7.他府県の婦相へ移送 8.その他の関係機関・施設へ移送 9.助言・指導のみ 10.その他 ()						
決裁	課長	副課長	センター長	係長	係	相談員	

女性相談台帳

No. _____

平成 年 月 日()受付		来・電・出	相談経歴有 (H 年度No.)・無				
(ふりがな) 相談者氏名						受 付 經 路	1.本人(広報・HP・他) 2.警察 3.法務 4.他の婦人相談所 5.他の婦人相談員 6.福祉事務所 7.他の相談機関 8.社会福祉施設等 9.医療 10.教育 11.労働 12.民間センター 13.知人縁故関係 14.その他
生年月日		平成 昭和 年 月 日 歳					
現在の居所				住民票所在地			
電話番号				携帯等			
婚姻		未婚・既婚・離婚()		健康状態		良・不良()	治療中
家 族 構 成	氏 名	生年月日	年 齢	続柄	職 業	備 考	
				本人			
備考							

一時保護調査票 (外国人用追加調査票)

平成 年 月 日 (時 分)

相談者	氏名								
	生年月日	年 月 日 生 () 歳							
	住所(居所)								
国籍				出身地					
同伴児	氏名・年齢	() 歳 国籍 []							
		() 歳 国籍 []							
	国籍	() 歳 国籍 []							
夫等の氏名・国籍	国籍 []								
来日経過 (時期・理由等)									
在留資格	無: 入国資格 ()			入国日	年	月	日		
	有: 在留期限 年 月 日 上陸許可日 年 月 日								
	<input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等 <input type="checkbox"/> 定住者 <input type="checkbox"/> その他 在留資格の種類 ()								
身分証明等の状況	外国人登録 証等の所持	<input type="checkbox"/> 登録未了							
		<input type="checkbox"/> 完了	市町村名	次回確認日			年	月	日
			外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> 無	他者 ()	保管			
	<input type="checkbox"/> 有 本人持参								
	外国人登録原票の写し <input type="checkbox"/> 無								
<input type="checkbox"/> 有									
パスポート の所持	本人	<input type="checkbox"/> 無	他者 ()	保管					
	同伴児	<input type="checkbox"/> 有	本人持参						
使用言語									
日本語	話し言葉	不可・ほとんど不可・簡単な会話なら可・日常会話可							
	書き言葉	不可・ひらがな、カタカナ可・漢字かな交じり文可							
通訳者	相談者が同行した通訳者 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (通訳者と相談者の関係:)								
	通訳者有の場合 (一時保護後の協力) <input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 不適当 (理由:)								
生活上で配慮を要すること (禁忌の食材等)	<p style="text-align: right;">市町村の女性相談室(セキントウシム)に於ける 中にある様式です(女性福祉相談 所作成 H22.3月)。</p>								

外国人用追加調査票の記入について

□ 在留資格

- ・ 査証（ビザ）、外国人登録証明書、外国人登録原票の写しにより入国資格、上陸許可日、在留資格の種類、在留期限を確認して記入します。
- ・ 在留期限を過ぎている場合には入国管理局に相談します。
- ・ 日本での生活を望んでいる場合でも、在留資格の種類や相談者の滞在歴によっては、在留資格更新が難しいこともあります。

□ 身分証明等の状況

- ・ 外国人登録証明書は常時携帯することが義務づけられています。
- ・ 夫等に外国人登録証やパスポートを管理されていることもあります。相談者が所持していない場合、どこにあるのかを確認し記入します。

□ 使用言語

- ・ 相談者によっては、複数の言語が使用可能な場合もあります。
例 母国語はタガログ語だが、英語の読み書きが可能。

□ 日本語

- ・ 相談者が日本語でどの程度話ができるのか記入します。

□ 通訳者

- ・ 日本語を十分に話せない外国人が、通訳として知人等を同行する場合があります。
- ・ 相談者と同行者の関係を確認した上で、同行者が適切に通訳できる場合は、同行者に通訳を依頼することもあります。
- ・ 一時保護後も通訳者として協力を依頼することが適當か否かを判断します。同行者が加害者の知人でもある場合は通訳者として適切ではありません。

□ 生活上で配慮を要すること

- ・ 宗教上の理由で食べられない食材がある場合や、生活習慣の上で配慮を要することがある場合には記入します。
- ・ 保護所でどの程度対応が可能か検討の上で相談者に説明を行い、相談者が十分に理解することが必要です。

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課名 すこやかなくらし包括支援センター

業務の名称	子どもの虐待予防業務	
収集の目的	児童の健全育成に関する職員を積極的に地域に派遣して地域における子育ての状況を把握することにより、子どもの虐待の早期発見及び保護者の子育てに関する不安の解消を図り、もって児童の健全育成に資するため (根拠法令：児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法)	
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、民生委員地区協議会番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、信教、感想、相談内容、決定内容、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、趣味、嗜好、出産予定日、妊娠歴、担当区域、委嘱年月日、不登校の状況、就学援助状況、行動の記録、発達援助情報、生育歴	
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時	
収集の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>本人以外</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>法令等 (根拠条項：児童虐待の防止等に関する法律第13条の4、児童福祉法第10条第1項第1号及び第3号)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>本人同意</p> <p><input type="checkbox"/>出版、報道等 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>緊急</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他 (家族、都道府県、市区町村、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、税務課、収納課、共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課、教育総務課、学校教育課、ガス水道局、電力会社、電話会社、年金事務所、各被用者保険保険者、通報者、勤務先、警察、北陸信越運輸局、公共職業安定所、児童相談所、上越保健所、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児相談支援事業所、社会福祉協議会、母子生活支援施設、金融機関、町内会長、民生委員)</p>	
保管の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>文書 <input checked="" type="checkbox"/>帳票 <input type="checkbox"/>図画 <input type="checkbox"/>磁気テープ <input type="checkbox"/>マイクロフィルム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>府内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>	
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【子どもの虐待予防業務の業務登録及び外部提供登録の変更並びに私立幼稚園入園運営業務の目的外利用登録について】

本年7月20日に国の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を実施するため、本業務の収集先を追加するとともに、私立幼稚園入園児の情報（私立幼稚園入園運営業務）を目的外利用できるようとするもの。

また、本業務と一体的に行っている「総合相談支援業務」について、収集する個人情報の項目、収集先等の登録について整合を図るため、必要な項目を追加するもの

なお、本業務における乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の把握及び、私立幼稚園入園児の情報収集は、緊急性を要する事案であったため、9月に実施したところであり、「総合相談支援業務」に係る項目整理は、6月の審議会での答申を受けて業務を点検する中で実施することとしたもの

子どもの虐待予防業務の変更について

1 業務の名称 子どもの虐待予防業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
収集の目的	児童の健全育成に関する職員を積極的に地域に派遣して地域における子育ての状況を把握することにより、子どもの虐待の早期発見及び保護者の子育てに関する不安の解消を図り、もって児童の健全育成に資するため (根拠法令 : _____)	児童の健全育成に関する職員を積極的に地域に派遣して地域における子育ての状況を把握することにより、子どもの虐待の早期発見及び保護者の子育てに関する不安の解消を図り、もって児童の健全育成に資するため (根拠法令 : <u>児童虐待の防止等に関する法律</u> 、 <u>児童福祉法</u>)
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、民生委員地区協議会番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、信教、感想、相談内容、決定内容、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、趣味、嗜好、出産予定日、妊娠歴、担当区域、委解嘱年月日 _____	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、民生委員地区協議会番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、信教、感想、相談内容、決定内容、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、趣味、嗜好、出産予定日、妊娠歴、担当区域、委解嘱年月日、 <u>不登校の状況</u> 、 <u>就学援助状況</u> 、 <u>行動の記録</u> 、 <u>発達援助情報</u> 、 <u>生育歴</u>
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等 (根拠条項 : _____) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input checked="" type="checkbox"/> 緊急	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等 (根拠条項 : <u>児童虐待の防止等に関する法律</u> 第13条の4、 <u>児童福祉法</u> 第10条第1項第1号及び第3号) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input checked="" type="checkbox"/> 緊急

<p>■その他（家族、都道府県、市区町村、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、税務課、収納課、共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課、学校教育課、ガス水道局、電力会社、電話会社、年金事務所、各被用者保険保険者、通報者、勤務先_____）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>■その他（家族、都道府県、市区町村、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、税務課、収納課、共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課、教育総務課、学校教育課、ガス水道局、電力会社、電話会社、年金事務所、各被用者保険保険者、通報者、勤務先、警察、北陸信越運輸局、公共職業安定所、児童相談所、上越保健所、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児相談支援事業者、社会福祉協議会、母子生活支援施設、金融機関、町内会長、民生委員）</p>
--	---

3 変更理由

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の把握を緊急に実施するに当たり、私立幼稚園入園児の情報を教育総務課から収集したため。また、本業務と一体的に行っている総合相談支援業務で収集する個人情報の項目及び収集先との整合を図るため

4 変更期日

平成30年9月14日

5 業務の概要

(1) 実施目的

児童の健全育成に関する職員を積極的に地域に派遣して地域における子育ての状況を把握することにより、子どもの虐待の早期発見及び保護者の子育てに関する不安の解消を図り、もって児童の健全育成に資するもの

(2) 業務内容

児童虐待予防

第二章 聚合物的物理性质

（二）高分子的物理性质——热学性质

高分子的热学性质是指高分子在受热时所表现出来的物理性质。

高分子的热学性质包括：热膨胀系数、热导率、热容、热稳定性等。

高分子的热膨胀系数，是指出温度升高 ΔT 时，物体的尺寸增加量 ΔL 与原尺寸 L_0 之比，即 $\alpha = \frac{\Delta L}{L_0} \cdot \frac{1}{\Delta T}$ 。热膨胀系数与材料的种类、温度、压力、湿度、浓度、辐射、电场等因素有关。一般说来，有机高分子材料的热膨胀系数比无机物大，如聚丙烯的热膨胀系数为 1.1×10^{-4} ，而玻璃的热膨胀系数仅为 5×10^{-6} 。热膨胀系数的测定方法有直接法、膨胀系数计法、膨胀系数仪法等。

高分子的热导率，是指出单位时间内，通过单位面积，从一个温度梯度为 $1^{\circ}\text{C}/\text{cm}$ 的温差下，传导的热量。热导率的测定方法有直接法、膨胀系数法、膨胀系数仪法等。

高分子的热容，是指出单位质量的高分子，在温度升高 1°C 时吸收的热量。

高分子的热稳定性，是指出高分子在受热时能保持其原有性能而不发生显著变化的最高温度。

子発 0720 第 2 号
平成 30 年 7 月 20 日

各 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成 28 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人の子どもの命が失われている。

「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」(平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知)でお示ししたように、本年 3 月に東京都目黒区で発生した 5 歳(当時)女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、今後の方針について、関係府省庁と共有し、政府一体となって児童虐待防止対策に取り組むため、6 月 15 日「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催された。

この会議において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)が取りまとめられた。

緊急総合対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、「緊急に実施する重点対策」として、全ての子どもを守るためにルールの徹底や子どもの安全確認を早急に行うとともに、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制・専門性強化のため、「児童相談所強化プラン」を見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定することとしている。

目的外利用
保有個人情報 登録票（変更）（諮詢）
外部提供

課名 すこやかなくらし包括支援センター

業務の名称	子どもの虐待予防業務					
利用又は提供する目的	児童の健全育成に関する職員を積極的に地域に派遣して地域における子育ての状況を把握することにより、子どもの虐待の早期発見及び保護者の子育てに関する不安の解消を図り、もって児童の健全育成に資するため (根拠法令：児童福祉法)					
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、民生委員地区協議会番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、信教、感想、相談内容、決定内容、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、趣味、嗜好、出産予定日、妊娠歴、担当区域、委解嘱年月日、不登校の状況、就学援助状況、行動の記録、発達援助情報、生育歴					
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()					
利用又は提供する相手先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td>都道府県、市区町村、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、警察、児童相談所、上越保健所</td> </tr> <tr> <td>業務の名称</td> <td>子ども虐待相談業務</td> </tr> </table>	名称	都道府県、市区町村、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、警察、児童相談所、上越保健所	業務の名称	子ども虐待相談業務	
名称	都道府県、市区町村、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、警察、児童相談所、上越保健所					
業務の名称	子ども虐待相談業務					
利用又は提供する期間	随時					

子どもの虐待予防業務の変更について

1 業務の名称 子どもの虐待予防業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿 _____、国籍、続柄、人の関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、宗教 _____、相談内容 _____、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量 _____、出産予定日、妊娠歴 _____ _____ _____	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、電話番号、容姿、 <u>民生委員地区協議会番号</u> 、国籍、続柄、人の関係、婚姻、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、学業成績、思想、信条、宗教、 <u>感想</u> 、相談内容、 <u>決定内容</u> 、収入情報、収納情報、車両情報、賦課情報、滞納情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、生活習慣、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、使用量、 <u>趣味、嗜好</u> 、出産予定日、妊娠歴、 <u>担当区域</u> 、 <u>委嘱年月日</u> 、 <u>不登校の状況</u> 、 <u>就学援助状況</u> 、 <u>行動の記録</u> 、 <u>発達援助情報</u> 、 <u>生育歴</u>
利用又は提供する相手先	都道府県、市区町村、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校 _____	都道府県、市区町村、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、 <u>警察</u> 、 <u>児童相談所</u> 、 <u>上越保健所</u>

3 変更理由

当該業務と一体的に行っている総合相談支援業務で提供する個人情報の項目及び提供先との整合を図るため

4 変更期日

平成30年9月14日

5 業務の概要

(1) 実施目的

児童の健全育成に関する職員を積極的に地域に派遣して地域における子育ての状況を把握することにより、子どもの虐待の早期発見及び保護者の子育てに関する不安の解消を図り、もって児童の健全育成に資するもの

(2) 業務内容

児童虐待予防

目的外利用
 保有個人情報
 登録票（諮問）
 外部提供

課名 教育総務課

業務の名称	私立幼稚園入園運営業務	
利用又は提供する目的	児童虐待の早期発見と適切な対応により、当該児童の安全確保と健全育成を図るため (根拠法令：児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	すこやかなくらし包括支援センター
	業務の名称	子どもの虐待予防業務
利用又は提供する期間	随時	

私立幼稚園入園運営業務の目的外利用について

1 業務の名称 私立幼稚園入園運営業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

私立の幼稚園及び認定こども園における教育を受ける子どもに係る支給認定（1号認定に限る。）、施設型給付費の支給及び利用者負担額の算定を行うため

(2) 業務内容

私立の幼稚園及び認定こども園における教育を受ける子どもに係る支給認定（1号認定に限る。）、施設型給付費の支給及び利用者負担額の算定を行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日

4 利用又は提供できる理由

法令等に定めがあるため

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

子どもの虐待予防業務

(2) 業務の概要

未就園児等、居住実態が把握できない児童の調査

7 利用期日又は提供開始日

平成30年9月14日

児 第 290 号
健 第 871 号
平成 30 年 7 月 31 日

市町村要保護児童対策担当課長様

新潟県福祉保健部児童家庭課長
新潟県福祉保健部健康対策課長

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）

日ごろより、当県の児童福祉及び母子保健行政の推進について格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり厚生労働省こども家庭局家庭福祉課長から依頼がありましたので、下記のとおり提出をお願いします。

記

1 提出内容

調査票 1 及び調査票 2

※調査票 1 については、把握対象児童がいる市町村のみ提出ください。

（把握対象児童がない場合は、その旨メール本文に記載ください。）

※調査票 2 については、すべての市町村が提出し、把握対象児童がいない場合も、調査票に都道府県名、市町村名を記載し、把握対象児童を「0」としてください。

2 提出期限

平成 30 年 12 月 4 日（火）正午まで（期限厳守）

3 提出方法

sakai.takatoshi@pref.niigata.lg.jp 宛メールで提出してください。

4 その他

回答にあたっては、添付の「回答上の留意事項」を御参照ください。

【担当】

児童家庭課家庭福祉係 坂井

TEL 025-280-5216

健康対策課母子保健係 難波

TEL 025-280-5197

文書受付

8/
10

(ちこやかなかむら
こども支援センター)

児 第 264 号
少 対 第 279 号
健 第 870 号
平成 30 年 7 月 31 日

市町村児童福祉・母子保健主管部長 様

新潟県福祉保健部長

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

日頃から、当県の福祉行政の推進について格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、本年 3 月に東京都目黒区で発生した 5 歳（当時）女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案をうけ、厚生労働省より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

本緊急対策を踏まえ、下記の関連通知が発出されておりますが、詳細については各事業関係課から別途送付させていただきますので御留意くださいますようお願いします。

記

- 1 児童相談所運営指針の改正について
- 2 児童虐待への対応における警察との連携の強化について
- 3 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について
- 4 児童相談所等における専門性強化の取組促進について
- 5 児童相談所における専門人材の確保等について
- 6 児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について
- 7 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について
- 8 「要支援児童等の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について
- 9 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

- 10 体罰によらない育児を促進するための啓発資材について
- 11 「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）の一部改正について
- 12 学校・保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について
- 13 児童福祉法第28条に基づく審判前の勧告等について
- 14 「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について
- 15 「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項について」の一部改正について

【担当】

児童家庭課家庭福祉係 TEL：025-280-5216
少子化対策課保育支援係 TEL：025-280-5215
健康対策課母子保健係 TEL：025-280-5197

さらに「児童虐待防止のための総合対策」として、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保などに取り組むこととしている。

これを受け、緊急総合対策に基づき、直ちに取り組む事項について、下記のとおり「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号 厚生省児童家庭局長通知）の改正等を行うこととしたので、その内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

緊急総合対策のうち、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、必要な措置を講じることとしている。また、目黒区の児童虐待事案の検証を踏まえて必要な対策については、追加して取り組むこととしている。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅰ関係）

児童相談所が児童虐待相談対応を行っている子どもが転居した場合には、転居元の児童相談所と転居先の児童相談所が当該事案を適切に引き継ぎ、適切な支援が継続して行われることが重要である。

このため、子どもが転居した場合の児童相談所間の引継ぎの取扱いについて以下のとおり見直すこととしたこと。

① 移管元の児童相談所が支援を行っている全てのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「リスクアセスメントシート」という。）等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること

② 緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、移管元の児

童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席するなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。

- ③ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること。また、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。

[別添1 「児童相談所運営指針の改正について」(平成30年7月20日付
け子発0720第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)別添第3章第2節
参照]

2. 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅱ関係）

通告を受けた児童虐待事案については、子どもの安全確認を確実かつ早急に実施することが何よりも重要である。

このため、通告受理後、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより行うとされている安全確認について、当該時間内に行うことができない場合には、立入調査を実施することとしたこと。その際には、必要に応じて警察への援助要請を行うこととしたこと。

[別添1 「児童相談所運営指針の改正について」別添第3章第3節参照]

3. 児童相談所と警察の情報共有の強化（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅲ関係）

児童虐待への対応については、児童相談所及び市町村が子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との間で緊密な連携を図ることが重要である。

このため、児童相談所及び市町村は、警察との間で以下の情報は必ず共有することとしたこと。

① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報

② 児童相談所が通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報

③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

このほか、警察からの照会への対応、警察から通告された事案等に関する情報提供、警察職員や警察OBの児童相談所への配置や児童相談所と警察の合同研修等を通じて児童相談所と警察との連携強化を図ること。

[別添2 「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」(平成30年7月20日付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知) 参照]

4. 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」IV関係）

一時保護や施設入所等の措置の実施や解除に当たっては、子どもの安全確保を最優先とする必要がある。

このため、

- ① 一時保護の決定に当たっては、「リスクアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うものとすること
- ② 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容について定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別表において示している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用し、客観的にアセスメントした上で、解除の決定を行うこと
- ③ 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰した後は、児童福祉司指導や継続指導を行うほか、要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより、地域の関係機関が連携、役割分担をしながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有すること。リスクが高まった場合には、関係機関と連携の上、速やかに安全確認を行い、躊躇なく再度一時保護を行うなど、適切に対応すること

としたこと。

[別添1 「児童相談所運営指針の改正について」別添第5章参照]

5. 乳幼児健診未受診者等の緊急把握（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」III関係）

乳幼児健康診査未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関において安全確認ができていない子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、こうした子どもの情報について市町村において本年9月末までに緊急的に把握し、速やかに子どもを目視すること等により安全確認を行うとともに、確認結果について、要保護児童対策地域協議会において共有することとしたこと。また、市町村における緊急把握の実施状況については、厚生労働省が12月に報告を求め、取りまと

めて公表すること。

[別添3 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）」（平成30年7月20日付け子家発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）参照]

6. 児童相談所における専門性強化の取組促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」1の1つ目の○関係）

児童虐待防止対策を進めていくためには、児童虐待に対する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められている。このため、児童相談所の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、児童相談所における職員の専門性確保の重要性、義務化された研修や民間等で実施されている全国研修、研修実施等の際に活用可能な予算制度等について整理し、周知を図ることとしたこと。

[別添4 「児童相談所等における専門性強化の取組促進について」（平成30年7月20日付け子発0720第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照]

あわせて、専門職団体等に対して、児童相談所の専門人材の確保への協力、支援の働きかけを依頼することとしたこと。

[別添5 「児童相談所における専門人材の確保等について」（平成30年7月20日付け子発0720第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照]

また、児童心理司の任用資格については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第6項第1号において、医師若しくはこれに準ずる者又は大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者とされているところ、児童相談所運営指針において、「公認心理師となる資格を有する者」等が該当することを明確化することとしたこと。

[別添1 「児童相談所運営指針の改正について」別添第2章第5節参照]

7. 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」1の3つ目の○関係）

児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正児童福祉法」という。）により、東京都の特別区に

子家発 0720 第3号
平成30年7月20日

各 都道府県
指中 道定核 市

児童福祉・母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について(依頼)

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって、子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととしました。

これを受け、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示すため取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、下記のとおり調査を実施することとしました。乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等やその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、各市町村が児童の安全確認を行うに当たっては、要保護児童対策地域協議会の場の活用、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図り、これまで「居住実態が把握できない児童への対応について」(平成27年3月16日付け総務省、文部科学省、及び厚生労働省連名通知)に基づき実施してきた取組を参考に、早急な児童の安全確認、状況把握に努めていただくようお願いします。

都道府県におかれましては、管内の市町村(指定都市及び中核市を除く。)に本通知を周知いただくとともに、市町村の調査票の取りまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、総務省自治行政局、法務省入国管理局、文部科学省初等中等教育局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、当該市町村に住民票があるが、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等

で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当。以下「把握対象児童」という。）の情報を市町村において緊急的に把握し、子どもを目視すること等により、福祉や教育等、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童
 - ② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関による安全確認ができない児童
 - ③ 市町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務（※1）の過程で把握した児童で通園・通学していないもの（※2）のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童
- ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼稚園就園奨励費補助申請、学校において行う事務を含む。
- ※2 ・就学義務の免除又は猶予を受けている児童
 - ・1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
 - ・病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（市町村独自の手当も含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、これらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関による安全確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

2 緊急把握の実施

以下により、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握を実施してください。

(1) 把握対象児童の洗い出し

平成30年6月1日時点において当該市町村に住民登録をしている把握対象児童について、当該市町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、同年9月30日までに把握対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 把握対象児童の安全確認の実施

上記(1)において把握対象児童とされた児童について、速やかに目視等以下のア又はイいずれかの方法により安全確認を行う。ア又はイによる確認が困難な場合には、ウにより慎重に判断を行うこととし、判断に資する十分な情報が得られない場

合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続して行う。

なお、把握対象児童の安全確認については、9月30日までの洗い出し期間の完了を待つことなく、把握対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに安全確認を行う。

安全確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行う。当該児童について、虐待の防止や健全育成の観点等から支援が必要な場合は、関係部門で連携して引き続き支援を行っていくとともに、当該児童の保護者に対しては、当該児童の居住実態が把握できない状況となることがないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 東京入国管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録が無いことの確認を含む。）

イ 住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視により確認

ウ ア及びイのほか、住所地市町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市町村が判断したことによる所在等の確認
※ 例：海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合

他の市町村の医療機関を受診していることが判明し、その状況が確認できた場合

配偶者からの暴力等により避難しており、祖父母等を通せば確実に児童の状況が確認できる場合

複数の関係機関及び関係者から児童の所在等に関して同一内容の情報が得られた場合

児童が自室に引きこもっているが、市町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

3 安全確認の状況の報告

上記2により緊急把握を行った把握対象児童数、各児童の安全確認の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、把握対象児童1人1人の個別の状況を回答すること。

必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市町村名、年齢、学年、性別、把握対象児童として判断した主な理由

平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認できた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市町村名、安全確認ができた方法、安全確認ができた年月日、安全確認ができた後に行った支援内容 等

- 平成 30 年 11 月 30 日時点で安全確認ができない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る状況、警察との情報共有・連携に係る状況、東京入国管理局への出入(帰)国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無、所在等を確認する上で生じている個々の問題点 等

【調査票 2】

市町村ごとに、以下の①から②に掲げる把握対象児童数を回答してください。

- ① 把握対象児童の数
- ② 把握対象児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ③ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童(平成 29 年度調査結果)に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ④ 上記③のうち、平成 28 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ⑤ 上記③のうち、平成 27 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ⑥ 上記③のうち、平成 26 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数

※ 市町村内に対象児童が存在しない場合も、調査票 2 を入力の上、提出をお願いします(都道府県名、市町村名を入力し、把握対象児童数を「0」とする。)。

4 提出期限等

- (1) 厚生労働省への回答期限(期限厳守)

平成 30 年 12 月 5 日(水)

※ 平成 30 年 11 月 30 日時点でなお安全確認ができない児童がいる場合は、引き続き安全確認状況等の調査を行うことを予定しています。

- (2) 提出方法

- 平成 30 年 6 月 1 日時点における把握対象児童について、当該児童に関する情報及び安全確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。
- 提出期限前に全ての把握対象児童について安全確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上速やかに提出してください。

- 都道府県においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。
- 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
- 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛てに直接送付をお願いします。
- 送付の際のメールの件名は「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
(提出先メールアドレス) jidounetwork@mhlw.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、取りまとめ次第速やかに公表する予定です。

【厚生労働省担当者】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策防止対策推進室
自治体支援係 岩崎、山口（内線4898）
直 03-5253-1111（代表）
03-3595-2166（直通）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に関する F A Q

問番号	問	答
《乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施に関する事項》		
問 1	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の把握は今後も継続して調査するのか。	<p>乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児等やその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、行政が継続的に状況を把握していく必要があるため、本年 11月末までの市町村における調査において安全確認ができない児童を含め、引き続き安全確認のための取組を行うとともに、その状況を国においても継続して調査を実施する予定である。</p> <p>また、乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児等の安全確認に係る調査は、来年度以降も同様に実施予定であり、平成 31 年度概算要求において、福祉サービス等を利用していない未就園児や不就学児がいる家庭への訪問を行い、安全確認等を行う事業の創設を盛り込む予定である。</p>
問 2	把握対象児童について、「安全確認ができない児童」とは、どの程度の期間接触等ができない児童が該当するのか。	これまで実施していた「居住実態が把握できない児童に関する調査」において、各自治体が子どもの所在等の確認が必要と判断した期間と同程度の基準を想定している。保護者の言動やこれまでの支援状況等から個別に整理する必要がある。
問 3	未就園であることをもって虐待の疑いがあるはいえないが、把握対象とする必要があるのか。	<p>行政や関係機関とつながりのない未就園児のいる家庭を行政が積極的に把握して子どもの安全を確認し、支援が必要な場合には必要な支援につなげることが目的であり、未就園であることそのものについて指導等を行いうものではない。</p> <p>未就園児の安全確認を行う際には、本調査の目的を理解し、保護者等への対応に留意されたい。</p>

- 1 -

問番号	問	答
問 4	本調査において、関係機関等から情報提供を求める法的根拠は何か。	<p>調査に当たり関係機関等に情報提供を求める法的根拠については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 3 号（市町村の業務） ・児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 4（資料又は情報の提供） ・住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 34 条第 3 項（調査）等を活用されたい。 <p>個人情報保護法には第三者提供を禁止する規定が設けられているが、除外規定として「法令に基づく場合」とされており、各自治体の個人情報保護条例についても同様の規定があることが一般的であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たることから、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。</p>

平成30年8月30日開催
全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議
資料